

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路構造令(昭和45年政令第320号)の一部改正に伴い、必要な規定の整備等を行うため、滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第68号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として自転車通行帯を新たに規定することとします。(第8条の2関係)
- (2) 道路の各側に自転車道を設ける場合の要件として、設計速度が60キロメートル毎時以上であるものを新たに追加することとします。(第10条関係)
- (3) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道(この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。)について適用します。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例新旧対照表

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第1条から第3条まで 省略 (車線等)</p> <p>第4条 車道(次に掲げる部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)から(7)まで</u> 省略</p> <p>2から6まで 省略</p> <p>7 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または第35条の規定により車道に狭窄部<small>きやくぶ</small>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 車線(登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。)の数が4以上である第3種または第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> | <p>第1条から第3条まで 省略 (車線等)</p> <p>第4条 車道(次に掲げる部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p><u>(3) 自転車通行帯</u></p> <p><u>(4)から(8)まで</u> 省略</p> <p>2から6まで 省略</p> <p>7 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または第35条の規定により車道に狭窄部<small>きやくぶ</small>を設ける場合は、3メートルとすることができる。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 車線(登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。)の数が4以上である第3種または第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。</p> |

2 副道の幅員の標準は、4メートルとする。

第7条および第8条 省略

(新設)

第9条 省略

(自転車道)

第10条 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員の標準は、4メートルとする。

第7条および第8条 省略

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路(自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車の交通の状況を考慮するものとする。

第9条 省略

(自転車道)

第10条 自動車および自転車の交通量が多い第3種(第4級および第5級

には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3から5まで 省略

（自転車歩行者道）

第11条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2から4まで 省略

（歩道）

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）または自転車道を設ける

を除く。次項において同じ。）または第4種（第3級および第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が60キロメートル毎時以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路で設計速度が60キロメートル毎時以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3から5まで 省略

（自転車歩行者道）

第11条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道または自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2から4まで 省略

（歩道）

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）または自転車道もしくは

第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2から5まで 省略

第13条から第32条まで 省略

(待避所)

第33条 第3種第5級の道路には、次に掲げるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない場合は、この限りでない。

(1)および(2) 省略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

第34条から第41条まで 省略

(区分が変更される道路の特例)

第42条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町道とすることにより、道路の区分が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項および第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項および第11項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項および第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条ならびに第35条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

自転車通行帯を設ける第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2から5まで 省略

第13条から第32条まで 省略

(待避所)

第33条 第3種第5級の道路には、次に掲げるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない場合は、この限りでない。

(1)および(2) 省略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

第34条から第41条まで 省略

(区分が変更される道路の特例)

第42条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町道とすることにより、道路の区分が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項および第6項、第7条第2項から第6項まで、第9項および第11項、第8条第1項、第10条第1項および第2項、第11条第3項、第12条第1項、第2項および第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条ならびに第35条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該

(小区間改築の場合の特例)

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第15条第2項および第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項ならびに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第15条第2項および第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項から第3項までならびに第45条第1項および第2項の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

第44条以下 省略

県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第15条第2項および第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項ならびに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第15条第2項および第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項から第3項までならびに第45条第1項および第2項の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

第44条以下 省略

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第
68 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次
に次の 1 号を加える。

(3) 自転車通行帯

第 4 条第 7 項中「の車道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 8 条の 2 自動車および自転車の交通量が多い第 3 種または第 4 種の道路（自転車道を設ける
道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項
において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理
由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種もしくは第 4 種の道路または自動車および歩行者の交通量が多
い第 3 種もしくは第 4 種の道路（自転車道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）
には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、
車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由
によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由に
よりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車の交通の状況を考慮するもの
とする。

第 10 条第 1 項中「第 3 種」の右に「（第 4 級および第 5 級を除く。次項において同じ。）」を、
「第 4 種」の右に「（第 3 級および第 4 級を除く。同項において同じ。）」を、「の道路」の右
に「で設計速度が 60 キロメートル毎時以上であるもの」を加え、同条第 2 項中「道路（」を「道
路で設計速度が 60 キロメートル毎時以上であるもの（」に改める。

第 11 条第 1 項中「自転車道」の右に「または自転車通行帯」を加える。

第 12 条第 1 項中「自転車道」の右に「もしくは自転車通行帯」を加える。

第 33 条第 3 号中「車道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 42 条中「第 8 条第 1 項」の右に「、第 10 条第 1 項および第 2 項」を加える。

第 43 条第 1 項および第 2 項中「第 8 条」の右に「、第 8 条の 2 第 3 項」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道（この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。）について適用する。

「滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例」の一部を改正する条例案について（概要）

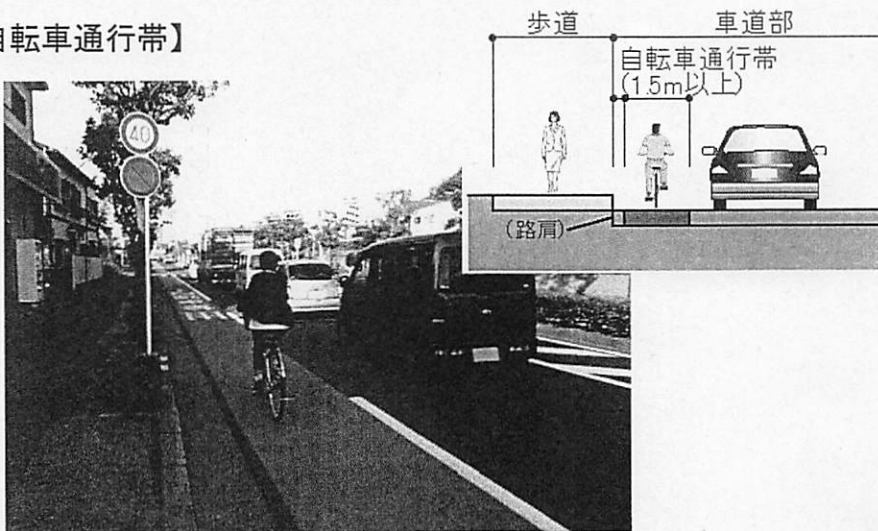
1 改正の概要

- ・歩行者、自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備推進を目的とした、道路構造令の一部改正（平成31年4月25日施行）に伴い、必要な規定の整備等を行うため、現在の条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定。

【自転車通行帯】



- (2) 自転車道を設ける場合の要件として、「設計速度が60キロメートル毎時以上であるもの」を新たに追加。

【自転車道】

